

特定健康診査受診率向上対策にかかる個別勧奨業務 公募型プロポーザル方式等実施要項

1 対象事業の目的

守山市国民健康保険保健事業実施計画において、県・市共通の目標として、健診受診率 60%を掲げるなか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度は 41.8%であり、令和4年度においても引き続き受診率は伸び悩んでいる状況である。新型コロナウイルス感染症流行下においても健診受診により、生活習慣病の早期発見、早期治療ならびに発症予防、重症化予防を図るため、健診受診率向上にかかる個別勧奨を行うことを目的とする。

2 業務名

特定健康診査受診率向上対策にかかる個別勧奨業務

3 業務場所

指定なし

4 業務内容

別紙 業務仕様書のとおり

5 見積上限価格（税抜き）

金 14,404,500 円

（各年度の内訳における見積上限価格は以下のとおりとする。）

令和5年度	4,906,000 円
令和6年度	4,750,900 円
令和7年度	4,094,200 円
令和8年度	653,400 円)

6 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

プロポーザルにより総合的（創造力、技術力、実績、価格等）に判断して最も優位な受診勧奨方法等を提案する業者を採択する必要があり、競争入札に適さないため。

8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- ・実施要項、募集要項発表 令和5年4月7日（金）
- ・質問締め切り 4月14日（金）
- ・質問回答 4月21日（金）
- ・参加申し込み書等提出期限 5月8日（月）
- ・提案書提出期限 5月12日（金）
- ・プレゼンテーション実施 5月22日（月）
- ・審査結果通知発送 5月下旬

9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

10 公募条件、応募期間、応募方法および指名業者選定基準

別紙募集要項のとおり

11 提案書作成要領

(1) 提案内容

以下の事項について提案すること。

ア データ分析業務について

(ア) データ分析方法（市から提供が必要なデータについても記載すること）

(イ) 対象者選定

イ 受診勧奨事業について

(ア) 受診勧奨の内容

(イ) 受診行動を促す工夫

ウ 効果検証について

(ア) 効果分析、効果検証、報告業務

(イ) 受診勧奨効果

エ サポート等について

(ア) サポート

(イ) 危機管理体制、事業継続計画、セキュリティ

オ 費用について

(ア) 積算根拠の妥当性および費用対効果

カ その他当該事業に必要な事項について

(2) 提案書の様式および部数

- ・提案書（様式3）：6部（正本1部、副本5部）
- ・過去の成果物サンプル：6部（写し可）

(3) 提出方法

持参または郵送等（提出期限必着）

なお、提案書提出後は辞退できないものとする。

(4) 提出期限

令和5年5月12日（金） 正午

ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く執務時間

(5) 提出場所

守山市健康福祉部すこやか生活課

(6) 記入上の注意

- ・提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

12 質疑応答

(1) 受付期間

令和5年4月7日（金）から令和5年4月14日（金）正午まで

(2) 質問方法

質疑は質問書（様式4）に記入し、電子メールで電送すること。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質疑のあった場合のみ、4月21日（金）から守山市ホームページにて公開する。

13 審査方法および審査基準

審査方法については、提案書類等の審査およびプレゼンテーションを実施した上で、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、総合的に判断して最も優れた企画提案を行ったものを候補者とする。

(1) 審査員構成

審査は、次の6人の審査員が行う。

- ・健康福祉部部長級、次長級 2人
- ・健康福祉部すこやか生活課職員 3人
- ・健康福祉部国保年金課職員 1人

(2) 審査項目

- ア 受診勧奨事業にかかる業務実績
- イ 受診勧奨事業にかかるデータ分析能力
- ウ 受診勧奨事業にかかる企画調整力
- エ 受診勧奨事業にかかる効果分析能力
- オ 実施体制、業務管理方法、市との連絡調整
- カ 費用

(3) 審査スケジュール

上記 8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり

(4) 審査会における注意点

- ・提案者は 3 人以内とする。
- ・提案時間は、1 社 10 分以内とし、終了後質疑応答は 10 分程度とする。
- ・各提案者の提案開始時間等については、別に連絡する。
- ・当方がプレゼンテーションに用意する機材は、大型液晶モニター（HDMI 接続による有線接続）とし、使用するパソコンは持参すること。大型液晶モニターを使用したプレゼンテーションを希望の場合は、参加申込書提出時に市すこやか生活課担当者まで申し出ること。

(5) 審査結果の通知

令和 5 年 5 月下旬に審査結果の通知文を発送する。

14 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

15 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

16 その他

この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、または予算がない場合は、発注者は受注者に対して事前に書面により通知し、この契約を変更し、または解除できるものとする。その際、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金額は、発注者・受注者協議して定める。

17 問い合わせ先

〒524-8790 滋賀県守山市下之郷三丁目 2 番 5 号

守山市健康福祉部すこやか生活課 担当：百田、金沢

電話 077-581-0201、FAX 077-581-1628

E-mail sukoyaka@city.moriyama.lg.jp